



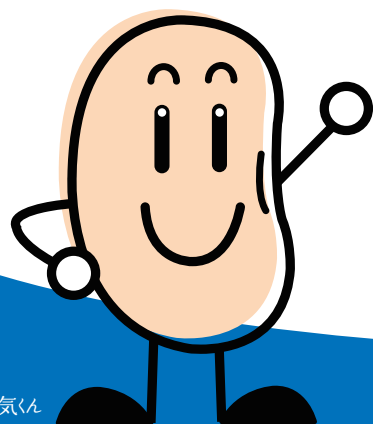
# 本別町

暮らしの  
ガイドブック

2015  
保存版

■暮らしの行政情報

■本別町マップ



元気くん



本別町・株式会社ゼンリン

# 本別町

## 暮らしのガイドブック

### CONTENTS

担当窓口一覧	02
住民異動・戸籍の届出・印鑑登録・パスポート	03
各種証明・国民年金	04
税金	05
子育て・各種手当・母子保健	06
国保・福祉医療制度・後期高齢者医療制度	07
介護・障がい・高齢者福祉・社会福祉	08
水道・下水道・公営住宅・建築・道路	10
防災・ハチ・犬	11
公共施設等一覧	12

#### 本別町暮らしのガイドブック

平成27(2015)年3月発行

発行：株式会社ゼンリン 旭川営業所 〒070-0033 北海道旭川市3条通9丁目710番地 TEL0166-23-2155  
 協力：本別町 〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1 TEL0156-22-2141

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

著作権者に無断で本誌の全部、または一部を複製及び転載することは、著作権法により禁止されています。

©2015HONBETSU CHO

©2015ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

●行政の担当窓口についてわからない場合は、本別町役場 総務課までお問い合わせください。

※掲載内容は、平成26(2014)年11月30日現在のものです。発行後、掲載情報に変更が生じる場合もありますのでご了承ください。

●広告内容及び地図内容については、(株)ゼンリンまでお問い合わせください。

「この地図は、本別町長の承認を得て、本別町発行の1/2,500都市計画図を使用し、調製したものである。(承認番号)平成24本建第54号」

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分1地方図、2万5千分1地形図及び電子地形図25000を使用した。

(承認番号 平26情使、第244-A91号)」

#### お断り

本文中の地図は弊社2012年10月発行の本別町住宅地図データをもとに作成しております。作成には細心の注意を払い編集作業を行っておりますが、データ量は膨大であり日々変化する現状と地図面が一致しない場合があります。また、目標名称などは見易さを優先し正式名称などを一部割愛して表現しております。申し訳ございませんが何卒ご了承頂きます様よろしくお願い申し上げます。

## 窓口一覧

総務課	☎22-8120	庶務担当	法制執務、自治会、議会議案調製、人事、福利厚生、地方分権、情報公開・個人情報保護、文書管理	
		財務担当	予算編成、執行管理、財政計画、町有財産の管理、工事入札・契約	
農林課	☎22-8126	農務担当	農政、農業担い手育成、獣害対策、農業関係制度資金、畜産振興	
		林務・耕地整備担当	林業振興、町有林造成管理、治山対策、鳥獣保護、農業基盤整備	
子ども未来課	☎22-8130	子ども・子育て支援担当	子育て支援・給付、保育所・幼稚園・児童福祉施設	
保健福祉課	☎22-8520	社会福祉担当	社会福祉、生活保護	
総合ケアセンター	☎22-8520	高齢者福祉担当 障がい者福祉担当	高齢者福祉、障がい者福祉	
		介護保険担当	介護保険	
地域包括支援センター	☎22-9222	地域包括支援担当	高齢者・家族の総合相談、介護予防・自立に向けた支援	
		居宅介護支援担当	介護サービス相談・調整、介護計画（ケアプラン）の作成	
健康管理センター	☎22-2219	総務担当 健康づくり担当	妊婦・乳幼児から高齢者までの健康づくり	
住民課	☎22-8128	戸籍年金担当	戸籍、住民票、印鑑証明、諸証明、国民年金、パスポート、外国人住民登録	
		国民健康保険担当	国民健康保険、後期高齢者医療、各種福祉医療費助成	
		環境生活担当	交通安全、防災、ごみ処理、リサイクル、衛生、墓所	
	☎22-8127	税務担当	納税、資産税、住民税	
建設水道課	☎22-8122	管理担当	道路・河川・公営住宅・水道・下水道事務（管理）、道路・公園占用事務	
		水道・下水道担当	水道・下水道計画、施設整備、維持管理	
		土木・建築・車両・公園担当	道路・橋梁・河川・公共建物の調査設計、施工監理、建築指導・相談、都市計画、町道・公園の維持管理、除雪、町有バス等の運行・管理	
企画振興課	☎22-8121	企画・生涯学習担当	総合計画、広域行政の推進、地域交通対策、定住自立圏構想、生涯学習、定住・移住対策、地球温暖化対策	
		行政改革担当	行政改革、ふるさと銀河線跡地対策	
		商工観光・元気まち担当	商工業振興、労働・労務、消費者対策、観光物産振興、元気まち推進、農産物ものづくり館維持管理	
		広報電算担当	電算維持管理、統計調査、広報紙発行、広報広聴、情報通信	
出納室	☎22-8129	出納担当	税金・使用料の収納、会計支払	
議会事務局	☎22-8123	総務担当	議会総務、議会議事録、議会だより、請願・陳情	
選挙管理委員会	☎22-2141	事務局	選挙事務の管理執行	
監査委員会	☎22-8123	事務局	行財政の監査・検査および審査	
農業委員会	☎22-8125	農村振興担当	委員会総務、農地相談、農地転用・許可、農地調整、農地交換分合、農業者年金、農業後継者対策	
教育委員会	管理課	☎22-2331	総務担当	教育行政の企画調整、学校施設・整備、教育財産管理
			学校教育担当	小中学校教育、就学援助、転入学、教材・教具の整備
	社会教育課	☎22-5111	社会教育担当	社会教育の振興、郷土芸能育成、文化財の保護
			文化振興担当	文化・芸術の振興、公民館の運営管理
			歴史民俗資料館	郷土資料の収集・保存・展示
	☎22-2331	スポーツ担当	スポーツ事業の企画・運営、施設整備・運営・管理	

## 転入・転出・転居の届出

- 届出のときは、本人確認のできる運転免許証などの公的な身分証明書（本人確認書類）が必要です。
- 届出は、本人または同一世帯員となり、別世帯の人が届出するときは委任状が必要です。
- 外国人住民の人も住所が変わったときなどは届出が必要です。届出の際は在留カードなどをお持ちください。

種類	届出期間	必要なもの
転入届 (町外から引っ越してきたとき)	転入した日から14日以内	・前住地で発行された「転出証明書」 ・住民基本台帳カード（所有されている人全員分）
転出届 (町外へ引っ越しするとき)	あらかじめ転出前に	・国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、各種受給者証（該当する人のみ）
転居届 (町内で引っ越ししたとき)	引っ越した日から14日以内	・国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、各種受給者証（該当する人のみ） ・住民基本台帳カード（所有されている人全員分）

## 戸籍の届出

- 届出のときは届出人の印鑑および本人確認書類をお持ちください。

種類	届出人	届出期間	必要なもの
出生届	父または母	生まれた日から14日以内	・出生証明書（出生届書） ・母子健康手帳 ・健康保険証
死亡届	同居の親族・同居していない親族・同居者・家主・地主などの順	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡診断書（死亡届書） ・届出人の印鑑
婚姻届	婚姻する2人	期間の定めはありません (届出の日から法的効力が発生)	・婚姻届書（証人の欄に成人2人の署名が必要です） ・父母の同意書（未成年の場合） ・戸籍謄本（届出地に本籍がない場合）
転籍届	筆頭者および配偶者		・戸籍謄本（町内で転籍するときは必要ありません）

## 印鑑登録

印鑑登録制度は、財産の取得、売り払いなどの重要な契約において、契約書に押した印鑑が本人の印鑑であることを公に証明するものです。

### ●印鑑登録の手続き

登録する本人が自ら申請することが原則です。ただし、病気ややむを得ない理由により、窓口へ来ることができないときは代理人による申請ができますが、登録まで日数がかかります。また、登録できる印鑑は1人1個です。

【本人申請】 登録する印鑑、本人確認書類を持参ください。

【代理申請】 登録する印鑑、登録する本人自筆の回答書兼代理人選任届、代理人の本人確認書類を持参ください。

※代理申請後に、ご本人に照会文書を郵送いたしますので、申請日当日の登録はできません

### ●登録できる人

本別町に住民登録をしている15歳以上の人

※成年被後見人は登録できません

## 旅券（パスポート）申請

本別町に住民登録のある人は住民課での申請となります。（申請から交付まで2週間程度かかります）

### ●申請に必要なもの

- ・戸籍謄（抄）本（6か月以内に発行されたもの）
- ・パスポート規格の写真（6か月以内に撮影されたもの）
- ・本人確認書類
- ・印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・前回取得した旅券がある場合はその旅券

### ●手数料

種類	収入印紙	収入証紙	計
10年旅券（20歳以上）	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券（12歳以上）	9,000円	2,000円	11,000円
5年旅券（12歳未満）	4,000円	2,000円	6,000円

（平成27年3月現在）

## 各種証明

- 各種証明書を申請される場合には、窓口に来られる人の本人確認書類が必要です。

種類	手数料	種類	手数料
戸籍全部・個人事項証明書 (戸籍謄本・抄本)	1通 450円	住民票の写し(世帯全員・一部) 住民票の除票の写し	1通 300円
除籍全部・個人事項証明書 (除籍謄本・抄本)	1通 750円	住民票記載事項証明書	1通 300円
改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円	戸籍の附票(除籍・改製原附票)	1通 300円
戸籍届出受理証明書	1通 350円 ※上質紙を用いた場合は 1通1,400円	印鑑登録証明書	1通 300円
		印鑑登録証(再交付)	1枚 300円

※その他の証明についてはお問い合わせ願います

(平成27年3月現在)

- 戸籍は本人・配偶者・直系親族以外の方が請求するときは委任状が必要です。
- 住民票は別世帯の方が請求するときは委任状が必要です。
- 印鑑登録証明書を請求するときは、印鑑登録証が必要です。
- 戸籍・住民票・印鑑登録証明書は勇足・仙美里出張所、総合ケアセンターでも交付しています。
- 印鑑登録証明書以外の各証明書は郵送で請求することもできます。詳しくは本別町ホームページをご覧ください。

## 国民年金

国民年金は、年をとって働けなくなったり、思わぬ事故で身体に障がいを負ってしまったときなどの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

### ●国民年金(基礎年金)の加入者

国民年金(基礎年金)には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。

学生であっても20歳になったら加入しなければなりません。また、会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。

※会社を退職された人に扶養されている配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です

### ●国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合

保険料の納付が猶予または免除される制度があります。

※未納のままにしておくとも老後の年金を受け取れなくなったり、不慮の事故等により障がいが残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる場合がありますので、納付が困難な場合は免除申請をしてください

### ●年金の給付は大きく分けて3種類

- 老齢年金～65歳になると、国民年金から「老齢基礎年金」を生涯受け取ることができます。厚生年金に加入していた場合は「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、加入期間の長さや給料に応じて決まります。
- 障害年金～病気やけがで障がいが残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。
- 遺族年金～一家の働き手が亡くなったとき、18歳未満の子のある配偶者または子は国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が上乗せされます。

※詳しくは住民課もしくは帯広年金事務所(電話0155-25-8113)へお問い合わせください

## 税金

### ●町税

町税は、町民の皆さんが健康で快適な暮らしができるように、道路・下水道・公園の整備や教育・福祉の充実などに使われる町の重要な財源です。町税が有効に生かされるよう「納期内納税」にご協力ください。

### ●主な町税と納期

種類	主な内容	納期
個人住民税 (町・道民税)	その年の1月1日現在において町内に住所のある個人にかかる税で、前年の所得に対して課税され、均等割と所得割から構成されています	【普通徴収】 6月、8月、10月、12月の年4回 【給与特別徴収】 6月から翌年5月までの年12回、給与から天引き 【年金特別徴収】 4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回、年金から天引き
法人町民税	町内に事務所や事業所などがある法人や団体などにかかる税で、法人の資本金等に応じて納める均等割と所得に応じて納める法人税割から構成されています	【中間申告】 事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内 【確定申告】 事業年度終了の日から2か月以内
固定資産税	その年の1月1日現在において、土地、家屋、償却資産を所有している人にかかる税です	5月、7月、9月、11月の年4回
軽自動車税	その年の4月1日現在において所有している原動機付自転車（バイク）・小型特殊自動車・軽自動車および二輪の小型自動車にかかる税です	5月の年1回
国民健康保険税	国民健康保険に加入している被保険者にかかる税です。住民票上で同一世帯の被保険者全員の合計所得などから計算します。納税義務者は世帯主になります	【普通徴収】 7月、8月、9月、10月、11月、12月の年6回 【年金特別徴収】 4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回、年金から天引き

### ●町税の納付場所

町税は、次の場所で納めることができます。

1. 指定金融機関 北洋銀行本支店
2. 収納代理金融機関 北海道銀行本支店・帯広信用金庫本支店・本別町農業協同組合本所  
ゆうちょ銀行（専用の納付書が必要ですので、お問い合わせください）
3. 本別町役場および勇足・仙美里出張所

### ●口座振替

口座振替で町税を納付することができます。各納期の最終日にご指定の銀行口座から自動的に振り替えて納付することができます。納め忘れの心配もなく、納付のために金融機関等に行く必要もありません。

口座振替の手続きは住民課および町内各金融機関の窓口にて申込用紙を設置しておりますので、預貯金の通帳、通帳の届出印、納税通知書をご持参の上、お申し込みください。なお、ゆうちょ銀行の振替手続きは役場ではできません。

・口座振替取り扱い金融機関

北洋銀行本支店、北海道銀行足寄支店、帯広信用金庫本支店、本別町農業協同組合本所、ゆうちょ銀行

### ●証明書の交付

所得証明書や評価証明書等、各証明書の交付申請の際には、本人確認書類（運転免許証等）の提示をお願いします。また、世帯員以外の代理人が請求する場合は委任状が必要です。

納税証明書（軽自動車継続検査用は無料）	1税目	200円	
所得証明書（児童手当申請用は無料）	1件	300円	
固定資産評価証明書	1筆（棟）	300円	※2筆（棟）以上1筆（棟）につき100円追加

※詳しくは本別町ホームページをご覧ください

## 子育て

### ● 保育所

保育所は、保護者が仕事や病気などにより家庭で幼児を保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育する施設です。

保育所名	住 所	電 話
中央保育所	北5丁目	22-2486
南保育所	南4丁目	22-3195
仙美里保育所	仙美里元町	24-2130
勇足保育所	勇足元町	23-2250

#### ● 保育要件

保護者の就労や妊娠出産、疾病のほか、求職活動や就学、虐待やDVの恐れなど保育を希望できる要件があります。

#### ● 保育年齢基準

6か月以上（就学まで）。ただし、勇足・仙美里保育所は3歳以上となります。

### ● 子育て支援センター（場所：新町 電話22-8811）

子育て家庭の育児不安の解消を図り、児童福祉の増進と子どもの健全育成を推進するための子育て支援を行います。

#### ● 子育て支援センター開放

名 称	開催期間／開放時間	対 象
ぴよぴよの日	毎週火曜日	妊婦さん・1歳前のお子さんと親
	午前9時～午前11時30分	
あかちゃんの日	毎週火曜日	妊婦さん・第1子が1歳前のお子さんと親
	午後1時30分～午後3時	
のびのびの日	毎週水・木・金曜日	1歳から就学前までのお子さんと親
	午前9時～午前11時30分	
保健師さんが来る日	毎月第1火曜日	0歳のお子さんと親
	午前10時～午前11時30分	

※いずれも保育所・幼稚園に入所（園）していない幼児が対象  
※保健師さんが来る日は日程を変更する場合があります

### ■ 一時保育

一時的に家庭で幼児をみるのが困難な場合や保護者のリフレッシュに利用できます。

対象	1歳から就学前の幼児
期間	月曜日～金曜日午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)
料金	1時間単位 有料

※ただし、週3日以内で月12回を限度

### ● すきやきたい

すきやきたいは『子育ての手助けをしてほしい』『子育てのお手伝いをしたい』その思いをつなぎ合わせる活動です。すきやきたいで行う支援はあくまでも緊急な事態に対応するなど、子どもへの一時的な対応、軽易で短期的・補助的なものに限ります。子どもの預かりは原則、援助提供会員の自宅とし、宿泊預かりは行っていません。※利用には登録が必要で、いつでも登録できます。詳しくは子育て支援センターまたは子ども未来課へお問い合わせください

### ● 児童館・交流センター

町内には児童館と交流センターがあり、いずれの施設も児童が安心して遊べる場として設置しています。

児童館名	住所	電話
栄町児童館	栄町	22-2301
東児童館	向陽町	22-3344
北地区交流センター	北8丁目	22-2239

#### ● 開館日等

月曜日～金曜日 午後1時～午後5時

土曜日 午前10時～午後5時

● 対象 高校生以下（4歳未満は保護者同伴のこと）

## 各種手当

### ● 児童手当

出生から中学生（0歳～15歳到達後の3月31日まで）までの児童を養育している人に支給されます。

### ● 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母のどちらか一方と生計を同じくしている児童（18歳に到達した日以降の3月31日までの人）がいる家庭に支給されます。

### ● 特別児童扶養手当

20歳未満で身体や精神に障がいのある児童の父か母、または養育者に支給されます。

※それぞれ所得要件等がありますので詳しくはお問い合わせください

## 母子保健（健康管理センター）

健康管理センターでは、次の母子保健事業を行っています。この他、各種健康相談なども実施していますので、詳しい内容につきましては、健康管理センターへお問い合わせください。

- 母子健康手帳発行・妊婦健康診査受診票交付
- 特定不妊治療費助成
- 新生児訪問
- 乳幼児健康診査
- 各種予防接種
- 幼児歯科健診

## 国民健康保険

### 加入する人

職場の健康保険に加入していない人や生活保護を受けていない人、後期高齢者医療制度に加入していない人は、必ずお住まいの市町村の国民健康保険に加入しなければなりません。

### 届出・手続き

資格の取得・喪失などの異動があった場合は、14日以内に必ず届出をしなければなりません。

### ●国保に加入するとき

- 職場の健康保険を脱退したとき
- 他の市町村から転入したとき（国保加入者）
- 子どもが生まれたとき（国保加入者）
- 生活保護を受けなくなったとき

### ●国保を脱退するとき

- 職場の健康保険に加入したとき
- 他の市町村へ転出したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

### ●その他（国保加入者）

- 町内で住所や世帯主、氏名が変更になったとき
- 世帯を分けたり、一緒にしたとき
- 就学のため子どものみが転出するとき
- 国民健康保険証をなくしたり、汚したとき

### 給付の内容

病気やけがをして医療機関を受診し治療を受ける際、窓口で保険証を提示することにより、かかった医療費の一部が加入者の自己負担となり、残りは国民健康保険から支払われます。この他、1か月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を越えた分が高額療養費として支給されます。国保加入者が出産したときには出産育児一時金、国保加入者が死亡したときには葬祭を執り行った人に対し葬祭費が支給されます。

### 医療費が高額になることが事前にわかっている場合

「限度額認定証」または「限度額適用・標準負担額認定証」をご利用ください。病院等の窓口で提示することで、限度額を超えた分の医療費を支払う必要がなくなります。認定証の交付は、住民課に申請ください。

## 福祉医療制度

### ●重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳1、2、3級（一部）の人、療育手帳A、精神障害者手帳1級（通院のみ）の人が保険診療を受けるとき、医療費の自己負担分全額または一部が助成されます。

※所得制限あり

### ●ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭（母子・父子家庭）で、18歳に達する年度の末日までの児童、および20歳になる月の末日までの学生を扶養している親とその子が、保険診療を受けるとき、医療費の自己負担分全額または一部が助成されます。

※所得制限あり

### ●乳幼児等医療費助成制度

0歳～中学校在学中の児童が保険診療を受けるとき、医療費の自己負担分全額が助成されます。

※所得制限あり

## 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を国民みんなで支えあう健康保険制度です。この制度で支払う医療費は、約5割を税金、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を高齢者の保険料でまかなわれています。

加入者は、被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」を合計した保険料を納付します。

### 加入する人

- 75歳以上の人（75歳の誕生日から加入）
- 65歳-74歳で一定の障がいのある人（申請し、北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）





## 介護

## ●介護保険制度について

介護保険制度は、介護が必要になったときにいつでもサービスが利用できるよう40歳以上の被保険者（加入者）の保険料と公費（国・道・町）を財源に運営されている制度です。

## ●介護保険サービスを利用できる人

## ■65歳以上の人（第1号被保険者）

常に介護を必要とする状態（要介護状態）や日常生活で支援が必要な状態になった場合にサービスが受けられます。

## ■40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）

若年性認知症、脳血管疾患などの疾病により要介護状態や要支援状態となった場合にサービスが受けられます。

## ●まずは、要介護認定の申請から

介護保険サービスを受けるためには、要介護認定を受ける必要があります。要介護認定の申請は、地域包括支援センターが窓口です。

認定では、寝たきりや認知症などの介護に必要な手間を考慮して要介護度を判定します。判定を受けた要介護度により、受けられるサービスの内容や金額が異なります。

## ◆地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、介護認定の申請を受け付けるほか、高齢者やそのご家族、近隣に暮らす人の介護や認知症など生活全般に関する悩みごとの相談を受け付けます。どこに相談してよいかわからない場合にも遠慮なくご相談ください。

## ◆居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所では、在宅で介護保険サービスを利用する人のご本人・ご家族と相談しながら在宅の介護サービス計画書（ケアプラン）を作成し、サービス利用のための調整を行います。

## 障がい

## ●障がい者福祉

障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの人は、障がいに関する各種サービスを受けることができます。

※手帳の種類・級により受けられるサービスが異なります。詳しくはお問い合わせください

## 【給付・手当等支援内容】

## ●給付・手当（各上限額・要件あり）

- ・日常生活用具費給付
- ・補装具費給付
- ・特別障がい者手当
- ・障がい児福祉手当

## ●障がい者福祉サービス

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・生活介護
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・グループホーム
- ・施設入所支援
- ・就労継続支援 等

## ●地域生活支援

- ・日中一時支援…障がいのある人の家族の就労や一時的な休息を支援します
- ・移動支援……障がいのある人の外出時における移動を支援します

## ●その他の障がいに関する手続き

- ・障がい者控除対象者認定申請
- ・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）支給認定申請 等



## 高齢者福祉

### ●高齢者等住宅改修相談・改修費助成

建築士や理学療法士、ケアマネージャーなどによる住宅改善支援チームが無料で高齢者の住宅改修に関する相談、施工方法の助言等を行います。

#### ■改修費助成の対象

- 町民税が非課税の世帯で次のいずれかに該当する人
- 要介護認定者
  - 重度身体障がい者（児）
  - 一般高齢者

### ●高齢者生きがい講座

高齢者が健康で明るい生活を送り、趣味や技術の習得、交流の場となるよう陶芸、舞踊、手芸、民謡の4つの講座を老人福祉センターで行っています。

### ●福祉除雪事業

外出するための通路や火災防止のために必要な場所の除雪を行います。（無料）

- 対象 65歳以上の単身世帯、高齢者夫婦世帯、重度心身障がい者世帯で自力での除雪が困難な世帯  
 ※対象世帯は、民生委員児童委員の意見を参考に決定します

### ●配食サービス

ボランティアの配送協力により週2回、食事をお届けします。（有料）

- 対象 要介護認定や介護予防の判定を受けた単身高齢者世帯および高齢者のみの世帯、障がい者等

### ●敬老祝金

長寿を祝うため、毎年9月15日を基準日として、本別町に引き続き1年以上居住している満85歳、満100歳の誕生日を迎える人に祝い金を贈呈します。

### ●緊急通報システム

緊急通報機器を設置・貸与します。（無料）

- 対象 要介護認定や心疾患などの病気をお持ちのおおむね65歳以上の単身世帯（高齢者夫婦世帯も状況により可）

※対象世帯はサービス調整部会の判定により決定します

### ●はいかい高齢者等SOSネットワークシステム

認知症高齢者の徘徊を早期に発見する仕組みです。事前に登録された情報を自治会や民生委員児童委員と共有し早期の発見および日常的な見守りにつなげています。

### ●老人クラブ

老人クラブは、高齢者の交流を通じて親睦を深める組織です。町内にある12の老人クラブと連合会で組織され、健康増進、社会奉仕、教養講座、研修旅行、レクリエーション活動などを行っています。

## 社会福祉

### ●生活保護

病気やけがなどで働けずに収入がなくなるなど、資産や能力等すべてを活用しても、生活が成り立たなくなったときに、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分たちの力で生活できるようになるまで手助けします。

### ●民生委員児童委員

毎日の生活で困ったことや家庭内で心配ごとがあったとき、福祉行政機関と皆さんの「つなぎ役」として相談に応じてくれるのが民生委員児童委員です。地域ごとに担当する委員がおりますので気軽にご相談ください。

## 健康づくり・生活支援

### ◆健康管理センター

健康管理センターでは、成人・高齢者向けに次の各種健診、指導、相談を行っています。

- 健康手帳交付
- 健康相談
- 健康教育（出前講座）
- 訪問指導
- 特定健診
- 後期高齢者健診
- 各種がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）
- 脳ドック
- 介護予防教室
- 高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン予防接種

### ◆あんしんサポートセンター（社会福祉協議会）

あんしんサポートセンターでは、地域の皆さんの生活を支援するための総合相談受け付けからサービス提供までを一体的に行っています。詳しくはお問い合わせください。

#### ●主な事業

- 成年後見事業
- 安心生活創造事業
- あんしんお預かりサービス事業
- 法外資金貸付事業
- やすらぎ支援事業

## 水道・下水道

### ●水道・下水道の使用に関する届出

こんなときは届出をお願いします。

#### 水道・下水道の使用開始・中止について

- ・住宅を新築して水道・下水道を使用するとき
- ・転居により水道・下水道を使用または中止するとき
- ・一時使用を中止していた水道・下水道を使用するとき
- ・長期不在などで水道・下水道の使用を一時中止するとき
- ・使用者の名義を変更するとき
- ・支払い方法（窓口納付、口座振替）を変更したいとき
- ・その他、変更があるとき

### ●水道水以外の水を使用している人へ

地下水を使用している人はご連絡ください。また、住居人数、使用施設（台所・トイレ・風呂）の変更がある場合は忘れずにご連絡をお願いします。

### ●水道料金・下水道使用料のお支払いは便利な口座振替を預金通帳と金融機関届出印を持参の上、ご希望の金融機関または建設水道課で手続きをしてください。なお、ゆうちょ銀行の振替手続きは役場ではできません。

#### 口座振替取り扱い金融機関

北洋銀行本支店・帯広信用金庫本支店・本別町農業協同組合本所・ゆうちょ銀行

### ●料金の補助制度

生活保護世帯および住民税の非課税または均等割以下で、次に該当する世帯に対し、水道料金・下水道使用料の補助制度があります。該当すると思われる人は、建設水道課に申請してください。

#### 対象

- ・母子世帯等・65歳以上の独居老人世帯
- ・世帯主が70歳以上の夫婦世帯・障がい者同居世帯

### ●水道の故障・漏水

ご家庭で故障や漏水が疑われるときは、建設水道課または指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

本別町指定給水装置工事事業者（町内）平成27年3月現在

業者名	電話番号	住所
富士工業(株)	22-2436	南1丁目6番地4
(有)三村設備工業	22-4366	弥生町40番地10
松下水道設備	22-5379	美里別10番地9
(有)涌井住設	22-2245	南4丁目166番地4
(株)鹿島組	22-2088	南2丁目7番地16

※町外業者についてはお問い合わせください

### ●下水道・浄化槽の詰まり、故障

宅地内の排水設備やトイレ等の故障は工事を行った業者か、排水設備工事指定業者にご連絡ください。

公共桝や浄化槽の故障については建設水道課にご連絡ください。

※排水設備工事指定業者についてはお問い合わせください

### ●合併処理浄化槽設置希望の申し込み

合併処理浄化槽の設置を希望する人は、浄化槽設置にかかる負担（受益者分担金、使用料等）をご理解の上、建設水道課へ申し込みをお願いします。募集は毎年10月上旬から11月下旬に町広報紙にてお知らせします。

### ●水洗便所等改造資金融資斡旋

下水道や浄化槽に接続するために行われるトイレの改造や排水設備を設置する工事に対し、一定の要件を満たしている人に融資（利子町負担）の斡旋をしています。

## 公営住宅

### ●公営住宅の入居者募集

公営住宅とは、住宅に困っている低所得者のために建てられた住宅です。入居者は公募により募集し、選考委員会で決定します。入居者の募集は町広報「くらしの情報紙かけはし」および町ホームページでお知らせします。応募方法等詳しくは建設水道課へお問い合わせください。

## 建築

### ●建築確認を受けましょう

建物を建築するときは、あらかじめ建築確認申請を提出して建築主事等の確認（確認済証）が必要です。工事届けの提出のみで良い場合もありますので、詳しくは建設水道課までお問い合わせください。

## 道路

### ●道路工事をする場合

道路管理者以外の方が、道路に関する工事（自動車などの出入り口工事）を行う場合には、道路法に基づき、道路管理者の承認を受けなければなりません。工事承認申請書を建設水道課へ提出してください。なお工事に関する費用はすべて申請者において負担していただくこととなります。

## 防災

### ●防災対策

町では下記の基準に達し、災害の恐れが高まった場合、早めの避難勧告を発令します。

【洪水】はん濫危険水位を超えたとき

【土砂災害】土砂災害警戒情報が発令されたとき

### ■指定避難場所

避難勧告等が発令された場合は、速やかに指定避難場所等に避難してください。指定避難場所は次の通りです。

番号	洪水時 避難 不可	指定避難場所	所在地
1	雨	町民憩いの広場	北2丁目
2		中央公園	北5丁目
3	雨	清流公園	北5丁目
4	雨	南保育所園庭	南4丁目
5		ふれあい交流館駐車場	向陽町
6		北公園	北8丁目
7	雨	南公園	南4丁目
8		向陽公園	向陽町
9		新町公園	新町
10		みどり公園	緑町
11	雨	子育て支援センター園庭	新町
12		錦町児童公園	錦町
13		本別生活館園庭	柏木町
14	雨	南1丁目ちびっこ広場	南1丁目
15	雨	栄公園	栄町
16		共栄緑地公園	共栄
17		銀河アリーナ前広場	山手町
18		本別中央小学校グラウンド西側	弥生町
19		勇足小学校グラウンド西側	勇足元町
20		仙美里小学校グラウンド東側	仙美里元町
21		道の駅広場	北3丁目
22	雨	旧本別営林署苗畑用地	南3丁目
23	雨	光仙寺駐車場	栄町
24		上本別生活館駐車場	上本別
25		義経の館駐車場	東町

### ■指定避難所

町では、指定避難場所のほかに、災害時に一定期間滞在する避難所として、各地区の集会場など全47施設を指定しています。主な指定避難所は次の通りです。

洪水時 避難 不可	指定避難所	所在地	電話番号
雨	中央公民館	北1丁目	22-5111
雨	本別町体育館	北2丁目	22-2331
雨	健康管理センター	北6丁目	22-2219
	ふれあい交流館	向陽町	22-0201
	銀河アリーナ	山手町	22-5607
雨	勇足地区公民館	勇足元町	23-2316
	仙美里地区公民館	仙美里元町	24-2144
	美里別地区公民館	美里別東上	24-2044

他の指定避難所については本別町ホームページまたは皆さんに配布している「本別町防災ガイドマップ」をご覧ください。

本別町ホームページURL

<http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/living/disaster.html>

## ハチ

### ●ハチの駆除について

町ではハチの駆除は行っていません（要支援世帯を除く）。ハチ駆除用の防護服を貸し出ししますので、駆除する場合は必ず防護服を着用するか、専門の業者に依頼してください。また町ではハチ駆除用の殺虫剤も販売しています。

## 犬

### ●犬を飼うには

犬を飼う場合は、犬の一生に一度の登録と、毎年1回狂犬病予防注射の接種をしなければなりません。登録および狂犬病予防注射の接種は料金がかかります。

フン尿の後始末は、飼い主の責任です。外でフンをしてしまった場合は、飼い主の責任で必ず持ち帰るようにしましょう。

### ●野良犬・猫について

野良犬・猫へエサを与えるのはやめましょう。野良犬・猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」で愛護動物とされ、処分を目的に保護することはできません。

## ● 役場・役場出張所

施設名	住所	電話番号	地図
役場	北2丁目4番地1	22-2141	本別町詳細図 ②D-4
勇足出張所	勇足元町 (勇足地区公民館内)	23-2316	勇足詳細図 A-2
仙美里出張所	仙美里元町 (仙美里地区公民館内)	24-2144	仙美里詳細図 D-2

## ● 体育施設

施設名	住所	電話番号	地図
町体育館	北2丁目	22-2331	本別町詳細図 ②C-4
体力増進センター	北2丁目	22-2331	本別町詳細図 ②C-4
町民水泳プール	弥生町 (中央小学校敷地内)	22-3093	本別町詳細図 ②A-4
柔剣道場	弥生町	22-2331	本別町詳細図 ②B-3
ふれあい多目的アリーナ (銀河アリーナ)	山手町	22-5607	本別町詳細図 ②D-3
弥生球場	弥生町 (河川敷)	22-2331	本別町詳細図 ②B-3
南球場	弥生町 (河川敷)	22-2331	本別町詳細図 ②B-4
太陽の丘野球場	弥生町 (太陽の丘)	22-2331	本別町中心図 C-2
太陽の丘テニスコート	弥生町 (太陽の丘)	22-2331	本別町中心図 C-2
静山テニスコート	東町 (本別公園内)	22-2331	本別町詳細図 ①B-4
陸上競技場	弥生町 (河川敷)	22-2331	本別町詳細図 ②C-3
河川運動公園	利別川河川敷	22-2331	本別町詳細図 ②C-3
太陽の丘多目的広場	西美里別 (太陽の丘)	22-2331	本別町中心図 B-2
太陽の丘パークゴルフ場	西美里別 (太陽の丘)	22-2331	本別町中心図 B-2
弥生パークゴルフ場	弥生町 (河川敷)	22-2331	本別町詳細図 ②B-4
義経の里パークゴルフ場	東町 (本別公園内)	22-2331	本別町詳細図 ①A-5
勇足銀河パークゴルフ場	勇足元町	22-2331	勇足詳細図 B-3
仙美里天の川パークゴルフ場	仙美里元町	22-2331	仙美里詳細図 C-1

## ● 文化施設

施設名	住所	電話番号	地図
図書館	北2丁目	22-5112	本別町詳細図 ②C-4
歴史民俗資料館	北2丁目	22-2141	本別町詳細図 ②C-4
中央公民館	北1丁目	22-5111	本別町詳細図 ②C-4
勇足地区公民館	勇足元町	23-2316	勇足詳細図 A-2
仙美里地区公民館	仙美里元町	24-2144	仙美里詳細図 D-2
美里別地区公民館	美里別	24-2044	本別町全体図 B-4

## ● 保育所・幼稚園・児童館

施設名	住所	電話番号	地図
中央保育所	北5丁目	22-2486	本別町詳細図 ②C-2
南保育所	南4丁目	22-3195	本別町詳細図 ③D-1
勇足保育所	勇足元町	23-2250	勇足詳細図 A-2
仙美里保育所	仙美里元町	24-2130	仙美里詳細図 C-1
本別カトリック幼稚園	北7丁目	22-2520	本別町詳細図 ②D-2
子育て支援センター	新町	22-8811	本別町詳細図 ②B-1
東児童館	向陽町	22-3344	本別町詳細図 ②E-5
栄町児童館	栄町	22-2301	本別町詳細図 ①C-5
北地区交流センター	北8丁目	22-2239	本別町詳細図 ②D-1
本別学童保育所	弥生町 (弥生町文教会館)	22-5499	本別町詳細図 ②A-3
勇足地区放課後子ども教室	勇足元町 (勇足地区公民館内)	22-8130	勇足詳細図 A-2



## ●学校

施設名	住所	電話番号	地図
本別中央小学校	弥生町	22-2039	本別町詳細図 ②B-4
勇足小学校	勇足元町	23-2034	勇足詳細図 A-3
仙美里小学校	仙美里元町	24-2120	仙美里詳細図 D-2
本別中学校	弥生町	22-2389	本別町詳細図 ②B-3
勇足中学校	勇足元町	23-2200	勇足詳細図 A-2
本別高等学校	弥生町	22-2052	本別町詳細図 ②A-3
学校給食 共同調理場	弥生町	22-3226	本別町詳細図 ②A-3

## ●コミュニティ施設

施設名	住所	電話番号	地図
本別コミュニティセンター	北3丁目(道の駅「ステラ★ほんべつ」内)	22-8121	本別町詳細図 ②D-3
勇足コミュニティセンター	勇足元町	22-8121	勇足詳細図 B-3
仙美里コミュニティセンター	仙美里元町	22-8121	仙美里詳細図 D-2
商工活性化センター (アースホール)	北4丁目	22-6185	本別町詳細図 ②D-3

## ●福祉施設

施設名	住所	電話番号	地図
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム	向陽町	22-2794	本別町詳細図 ②E-5
総合 ケアセンター	西美里別 (太陽の丘)	22-8520	本別町中心図 B-2
地域包括 支援センター	西美里別 (太陽の丘)	22-9222	本別町中心図 B-2
健康管理 センター	北6丁目	22-2219	本別町詳細図 ②C-2
ふれあい交流館	向陽町	22-0201	本別町詳細図 ②E-5
本別生活館	柏木町	22-8520	本別町詳細図 ②D-5
上本別生活館	上本別	22-8520	本別町詳細図 ①C-2
老人福祉 センター	北1丁目 (中央公民館地階)	22-4185	本別町詳細図 ②C-4
世代交流館	南4丁目 (南保育所となり)	22-8520	本別町詳細図 ③D-1

施設名	住所	電話番号	地図
勇足生きがい館	勇足元町	23-9000	勇足詳細図 A-2

## ●観光施設

施設名	住所	電話番号	地図
本別公園 義経の館	東町	22-4441	本別町詳細図 ①A-5
観光情報 センター	共栄	22-8121	本別町詳細図 ③B-3
道の駅 「ステラ★ほんべつ」	北3丁目	22-5819	本別町詳細図 ②D-3

## ●その他

施設名	住所	電話番号	地図
農産物ものづくり館 (ゲンキッチン)	北3丁目	22-6688	本別町詳細図 ②D-3
弥生町文教会館	弥生町	22-5499	本別町詳細図 ②A-3

## ●医療機関

施設名	住所	電話番号	地図
本別町国民健康 保険病院	西美里別 (太陽の丘)	22-2025	本別町中心図 B-2
ほんべつ循環器 内科クリニック	南1丁目	22-8888	本別町詳細図 ②D-5

## ●歯科医院

施設名	住所	電話番号	地図
賀陽歯科医院	南4丁目	22-4377	本別町詳細図 ③C-2
かとう歯科	南2丁目	22-3311	本別町詳細図 ②D-5
棚原歯科	北2丁目	22-5600	本別町詳細図 ②D-4
河合歯科医院	北3丁目	22-5557	本別町詳細図 ②D-3

